振込規定　新旧対照表

（下線部は変更部分を示す）

新	旧
1　適用範囲	1.（適用範囲）
2　振込の依頼	2.（振込の依頼）
3　振込契約の成立	3.（振込契約の成立）
(1)、(2)　（省略）	(1)、(2)　（省略）
(3) 前２項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書またはご利用明細票等（以下、「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	(3) 前２項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書またはご利用明細票等（以下(追加)「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
4　振込通知の発信	4.（振込通知の発信）
5　証券類による振込	5.（証券類による振込）
6　取引内容の照会等	6.（取引内容の照会等）
7　依頼内容の変更	7.（依頼内容の変更）
8　組戻し	8.（組戻し）
9　振込代り金の返却	9.（振込代り金の返却）
10　通知・照会の連絡先	10.（通知・照会の連絡先）
11　手数料	11.（手数料）
(1)　（省略）	(1)　（省略）
(2) 依頼の変更および組戻しの受付にあたっては、当組合所定の（削除）手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。	(2) (追加)組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、(追加)組戻手数料は返却します。
(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、前項の組戻手数料は返却しません。	(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、(追加)組戻手数料は返却しません。
(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。
(5)、(6)　（省略）	(5)、(6)　（省略）
12　災害等による免責	12.（災害等による免責）
13　譲渡、質入れの禁止	13.（譲渡、質入れの禁止）
14　貯金規定等の適用	14.（貯金規定等の適用）
15　規定の変更等	15.（規定の変更等）
以　上	以　上
（２０２５年１０月１日現在）	（２０２０年４月１日現在）

附　則

この規定は、令和７年１０月１日より施行する。